

(平成24年6月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月から59年12月まで
② 昭和63年4月から同年6月まで

私は、年金記録を照会したところ、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていた。

申立期間①及び②の国民年金保険料は、A社会保険事務所(当時)に赴き、過年度納付書を発行してもらい、役所の窓口及び金融機関で納付しており、未納となっている記録はおかしいので、年金記録確認第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は3か月と短期間であるとともに、オンライン記録によると、申立人は、昭和62年4月以降の国民年金加入期間において、申立期間②を除き未納無く国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、社会保険事務所(当時)で納付書を発行してもらい、過年度納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②を除く昭和62年4月から平成2年11月までの期間の保険料について、現年度納付した元年4月の分以外は過年度納付していることが確認でき、申立期間②当時、未納保険料の解消に努めていたものと考えられ、以上を踏まえると、3か月と短期間の申立期間②についても同様に、過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、当該期間の国民年金保険料についても過年度納付したと主張しているが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、昭和57年1月から同年9月までの期間は納付済みと記録され

ているものの、申立期間①を過年度納付した記録は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①以降の昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を平成元年 7 月 31 日に過年度納付していることが確認でき、当該納付時点では、申立期間①は既に時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から56年3月まで

私が専門学生であった20歳の頃、母がA県B市C町公民館で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、毎月、母の保険料と共に同公民館で納付してくれていた。当時、父は公務員であり、保険料が免除になる世帯ではない上、免除申請手続きは行っていないのに、申立期間が免除期間とされていることに納得できない。また、私と同学年で同姓同名の人がいたことを覚えており、私の記録と入れ替わっている可能性も併せて調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の頃に、申立人の母親がB市C町公民館で申立人に係る国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、毎月、同公民館で納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年12月にB市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、前後の国民年金被保険者の任意加入被保険者資格の取得日から、同年9月頃に加入手続きが行われたものと推認され、この時点で、申立期間は現年度納付が可能であるが、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間は申請免除期間であることが確認できるものの、当該期間の保険料を納付した記録は見当たらない。

なお、B市における申立人と同姓（婚姻前の姓）同名の国民年金被保険者を調査したが、申立人と同学年に該当する生年月日の被保険者は存在せず、申立人の主張する記録は見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名について複数の読み名による検索を行うも、別の国民年金手帳記号番号が払い出

された形跡は見当たらず、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から平成2年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から平成 2 年 11 月まで

私は、会社退職後の昭和57年2月頃から、59年に現在の店を継承するまでの間に、自宅に国民年金未払通知書が届いたため、A市役所の窓口で相談し、後日、未納期間の国民年金保険料を遡って納付した。納付は実母に依頼していたため、納付についての詳細は分からない。証拠となるものは無いが、納付してもらった記憶があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の実母が国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年8月に払い出されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料は過年度納付及び現年度納付することが可能であったものの、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びオンライン記録において、申立期間の保険料を納付した記録は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は申立期間直後の平成2年12月から4年3月までの国民年金保険料を婚姻後の5年1月18日に一括して過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は既に時効により納付することができない。

さらに、申立人及びその実母には、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関する具体的な記憶及び納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から58年3月まで

私は、自分自身で国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていないため、具体的な時期については分からないが、母が加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたと記憶しており、申立期間の4年間だけが未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

なお、私の国民年金手帳をみると、20歳になった昭和54年*月*日に被保険者資格を取得している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料の納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、前後の任意加入被保険者資格の取得日から、同年5月頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認される上、申立人に係るA市の国民年金加入手続用のはがきによると、印刷された保険料額(6,220円)から申立人は、昭和59年度に、はがきにより国民年金の加入手続を行っており、過去に国民年金に加入したことはないと回答していることが確認できることから、申立内容とは符合しない。

また、上記の加入手続時点において、申立期間のうち、昭和57年3月以前は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、同年4月から58年3月までは過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間は未納であることが確認できる。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持す

る年金手帳の「はじめて被保険者となった日」欄に昭和54年*月*日と記載されていることを挙げているが、当該日は、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した日を示すものであり、保険料納付の開始の事実を示すものではない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を検索するも、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年12月から9年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月から9年2月まで
20歳になった平成6年*月にA県B市役所から国民年金の加入案内が郵送されてきたので、同市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、9年2月末に同市を転出する時まで市役所内の銀行窓口で、毎月、納付期日内に国民年金保険料を納付していた。毎月、同じ場所で同様に納付していたにもかかわらず、3か月分が未納となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を毎月、納付期日内に市役所内の金融機関で納付しており、申立期間の保険料も同様に納付していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間直前の平成7年10月から8年11月までの国民年金保険料は、同年11月20日に納付していることが確認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人に係るB市の収滞納記録及びオンライン記録において、申立期間の国民年金保険料を納付した記録は見当たらない上、申立期間の一部には基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間が含まれており、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進んでいることから、毎月、金融機関で納付したとする、申立期間に係る保険料の納付記録が漏れたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から平成元年3月まで
父親が、昭和57年4月頃に、A市役所において国民年金の加入手続きを行い、同居の両親の国民年金保険料と共に、私の保険料も毎月集金人に納付していたと記憶しているにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年4月頃に、申立人の父親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、平成2年1月に払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたものと推認され、昭和57年4月頃に国民年金の加入手続きを行ったとする申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続き時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、申立期間のうち昭和62年12月以降は過年度納付することが可能であったものの、オンライン記録において、当該期間の保険料を納付した記録は見当たらない上、申立人から遡って保険料を納付したとの主張も無い。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3100

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から59年12月まで
私が20歳になった昭和51年*月頃、亡くなった母が国民年金の加入手続を行ってくれ、私が結婚するまで、母が自宅に来る集金人に、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の国民年金保険料については、母が納付してくれたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年*月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年1月20日に払い出されていることが確認でき、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間当時に国民年金保険料を納付するためには、昭和51年12月頃に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名について複数の読み名による検索を行うも、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から平成元年3月まで

私は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について具体的なことは分からないが、平成7年12月の結婚前に、年金手帳を母から受け取った。母が、私の国民年金保険料を納付しないということは考えられず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年6月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人がA市に提出したものと推認される国民年金加入手続用はがきによると、平成元年度の国民年金保険料額が印字されている上、過去に国民年金に加入したことがないと回答していることが確認できることから、申立人は、この頃に初めて国民年金の加入手続を行ったものと推認される。

また、上記加入手続時点では、申立期間のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、昭和62年5月から平成元年3月までの期間は過年度納付が可能であるが、申立人がA市から8年1月に転居したB市の国民年金被保険者台帳（永久保存）及びオンライン記録のいずれも当該期間は未納と記録されていることが確認できる。

なお、申立人に係るA市の国民年金被保険者関係届（申出・申請）書〔新規用〕を見ると、国民年金被保険者資格を昭和51年4月1日に遡って取得し、平成元年4月から同年6月までについては現年度納付書が発行され、同年7月から口座振替と記録されていることが確認でき、平成元年度の国民年金保険料が納付済みであることがオンライン記録により確認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、C県内で申立人の氏名を複数の読み名で検索したが、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。